

吸収合併に係る事後開示書面

2024年9月2日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社エムティ・アイ

代表取締役 前多 俊宏



当社は、SPSHD株式会社、株式会社MGSHD及び株式会社MT-App（併せて以下「吸収合併消滅会社」といいます。）と合併し、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いましたので、会社法第801条第3項の定めに従い、次のとおり会社法施行規則第200条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく、本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第784条第1項に定める場合に該当するため、会社法第785条第3項の規定に基づく通知を行っておりません。なお、本吸収合併に対する反対株主はいませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定に基づく、新株予約権者への通知又は公告は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

会社法第789条の規定に基づく公告を行いました。本吸収合併に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社（当社）における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく請求権は発生しません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める場合に該当するため、会社法第797条の規定に基づく請求権は発生しません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

会社法第 799 条の規定に基づく公告を行いました。本吸収合併に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併承継会社（当社）が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2024 年 9 月 1 日をもって、吸収合併契約書に従い吸収合併消滅会社の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 9 月 2 日（予定）

7. 前 1. 乃至 6. のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という。）、SPSHD株式会社（以下「乙」という。）、株式会社MGSHD（以下「丙」という。）及び株式会社MT-App（以下「丁」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、甲を吸収合併存続会社、乙、丙及び丁を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙、丙及び丁は解散する。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社エムティーアイ

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：SPSHD株式会社

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

（3）丙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社MGSHD

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

（4）丁（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社MT-App

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

第3条（効力発生日）

1. 本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年9月1日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙丙丁協議の上、これを変更することができる。
2. 甲、乙、丙、及び丁は、甲と乙、丙、丁各社間の吸収合併の全部を同時に行うものとし、いずれかの吸収合併が効力を生じない場合は、他の本吸収合併もその効力を生じないものとする。

第4条（本吸収合併に際して交付する株式その他の対価並びに資本金及び準備金の額）

1. 甲は、本吸収合併に際し乙の株主に対して、その株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、資本金及び準備金の額を増加しない。
2. 甲は、本吸収合併に際し丙の株主に対して、その株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、資本金及び準備金の額を増加しない。
3. 甲は、本吸収合併に際し丁の株主に対して、その株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条（合併承認株主総会等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収合併を行う。
2. 乙、丙及び丁は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸

取合併を行う。

第6条（会社財産の引継）

乙、丙及び丁は、一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第7条（会社財産の管理）

甲、乙、丙及び丁は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙丙丁協議し合意の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙及び丁の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙丙丁協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙丙丁協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙丙丁が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和6年7月19日

甲：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

乙：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
SPSHD株式会社
代表取締役 南野 宏満

丙：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社MGSHD
代表取締役 南野 宏満

丁：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社MT-ApP
代表取締役 南野 宏満